

# 入院のご案内

特定医療法人共和会の理念

## 『優しい医療 楽しい職場』

私たちが目指す『優しい医療』とは

- 患者様に安心と満足を提供する医療
- 良質且つ効率的な医療の提供
- 患者様へのサービスの充実

私たちが目指す『楽しい職場』とは

- 毎日の出勤が楽しくなる職場
- 職員のレベルアップと  
仕事の充実が感じられる職場
- 職員の満足が患者様へ反映される職場



## 当院の基本方針

わたしたちは、利用者のが安全かつ納得のいく医療を受けていただくことを目指し、それぞれの尊厳を大切にし、思いやりのある医療を提供します。さらに、地域関係機関との密接な関係を保ち、地域の医療水準の向上に努めます。

- あなたは、個人的な背景の違いや病気の性質などにかかわらず、必要な医療を受けることができます。
- あなたは、医療の内容、その危険性および回復の可能性についてあなたが理解できる言葉で説明を受け、それを十分納得して同意したのちに、医療を受けることができます。ただし、必要に応じて主治医の判断によってご家族、代理の方にお話をする場合もあります。
- あなたは、今受けている治療、処置、検査、看護・介護、食事その他についてご自分の希望を申し出ることができます。また、他の医療機関に転院したい場合は、必要な情報を提供致します。
- あなたの医療上の個人情報保護されます。
- あなたの社会でよりよい生活が提供されるよう、地域関係機関との連携を図ります。

院長 安藤 勝久

## 共和病院 入院のご案内

### 【 入院形態 】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）では、主な入院形態が次のように定められています。

入院形態	内 容
任意入院	医師との話し合いの上、自らの意志により入院する場合。
医療保護入院	医師との話し合いの上、入院される方に代わって保護者（扶養義務者）の方が同意により入院する場合 扶養義務者の場合には、保護者の選任の手続きが必要となる場合があります。 保護者（扶養義務者）がいない場合は、住所地の市長村長が保護者となる場合があります。
措置入院	都道府県知事の判断により、入院する場合。

- (1) この入院形態は、ご病状により、措置入院から医療保護入院へ、医療保護入院から任意入院へ、制約の少ない入院形態へ変わることがあります。また、ご病状によっては、任意入院から退院が制限され、医療保護入院となることがあります。詳しいことは医師、看護師、ソーシャルワーカー（精神保健福祉士）にお尋ね下さい。
- (2) 入院形態に関する「入院に際してのお知らせ」を「入院のしおり」の最後に添付してありますので、該当する部分をご家族もお読み頂きますようお願いいたします。

### 【 入院の手続き 】

入院受付で行なって下さい。

#### 入院手続きに必要なもの

- \* 各種保険証（その他の医療証・意見書等）
- \* 印鑑
- \* 入院時保証金 50,000 円

退院時に入院費として充当させて頂きます。

連帯保証人を立てることが困難又は出来ない場合は、100,000 円をお預かりします。

なお、保険種別によりお預かりしない場合がありますので、詳しくは入院窓口でお尋ねください。

#### \* 提出していただく書類

- ・ 入院申込書
- ・ 入院誓約書
- ・ 入院同意書（精神科任意入院の方のみ）
- ・ 寝具借用書
- ・ 医療外サービス費について の同意書
- ・ 緊急連絡先 用紙
- ・ 入院者の預り金管理及び日用品購入業務等  
医療外代行業務についての約定書(代理行為が必要な方・希望される方のみ)
- ・ 個室入室申込書(室料差額のあるお部屋の方のみ)

### **[ 入院の費用 ]**

保険の種別により算定された入院料、治療費のほかに、室料差額のある病室を利用されている場合は個室の差額料金等が加算されます。

\*入院費の支払いは、1か月ごとです。請求書は、月末で締め切り、翌月15日頃までに郵送します。

\*お支払いは、A館1階会計窓口、現金書留、銀行振込等にてお済ませください。尚、クレジットカードによる支払いも出来ます。詳細は、会計窓口にてご確認ください。

\*会計窓口の取扱曜日・時間は、次のとおりです。

平日・土曜日 午前9：00～午後4：00

### **[ 退院の手続き ]**

- (1) 退院の日時は、原則として土・日・祝日を除く9:00～15:00までとなります。
- (2) A館1階の会計窓口で入院費用の精算をして下さい。
- (3) 通院公費を利用されている方は、有効期限をご確認ください。
- (4) 退院の医療費精算は、退院当日に会計窓口にてお済ませ下さい。

### **[ 病棟について ]**

共和病院には、A館、B館、C館の3つの病棟があります。精神科病棟はB館の2階(B-2病棟：開放病棟)、3階(B-3病棟：閉鎖病棟)、4階(B-4病棟：開放病棟)、C館の1階(C-1病棟：認知症治療病棟・閉鎖病棟)、3階(C-3病棟：精神科急性期治療病棟・閉鎖病棟)です。

閉鎖病棟では出入り口を施錠しています。開放病棟では日中の施錠はしませんが、午後8時から翌日午前6時まで施錠します。

A館の2階(A-2病棟)、C館の2階(C-2病棟)は、内科療養病棟です。

### **[ 入院治療 ]**

外来診療後、入院が決まると病状に基づいて病棟、病室が決まります。主治医が決められ、主治医による面接(インタビュー)を行ない、治療方針を立てさせていただきます。

入院時の不安感、興奮、イライラ感、不眠などの症状を和らげるため、必要な薬が処方されます。受け持ち看護師が決められます。受け持ち看護師は患者様の一番身近にいて看護・介護を担当させていただきます。また日常のいろいろな相談にも応じております。

入院中の主治医との面接(インタビュー)は定期的にさせていただきますが、予定は病棟によって、あるいは症状によっても異なります。主治医や受け持ち看護師などにご確認ください。上記以外に面接を希望される場合には、受け持ち看護師などにご相談下さい。

尚、ご家族が主治医との面接を希望される場合は電話等で病棟ナースステーションにご予約いただき、日時を打ち合わせてから御来院ください。予約のない面接は出来ない場合があります。面会は各病棟の決められた時間、場所をお願いします。

レクリエーションや作業療法は気分転換にもなり、治療の上で必要です。主治医の許可ができれば参加することができます。

社会復帰や医療費のなどの相談はソーシャルワーカー(精神保健福祉士)が担当します。

## **[ 治療スタッフ ]**

主治医、受け持ちの看護師を始めとして、多くの専門スタッフが治療から退院、社会復帰への手助けをさせていただきます。

介護職員、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ソーシャルワーカー(精神保健福祉士)、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、調理師、薬剤師です。詳しい内容は、このパンフレットの中に書いてありますのでご覧ください。

内科疾患には内科医師、歯科疾患には歯科医師が診療を担当いたします。受診のためには主治医の紹介状が必要ですので、診療を希望される方は看護師にお申し出ください。また、他の医療機関への受診が必要な場合も同様です。

## **[入院生活]**

### **携帯品**

- 入院時は次のものを御用意ください。B館1階売店でも購入できます。
  - イ) 洗面用具一式 洗面器、コップ(プラスチック)、タオル、歯ブラシ  
歯磨剤、くし、ブラシ、電気カミソリ、バスタオル  
ドライヤー
  - ロ) 日用品類 洗剤、石鹸、ティッシュペーパー、シャンプー、ハンカチ、  
生理用品
  - ハ) 下着類及び寝間着 肌着、下着、パジャマ(各3~5枚)  
普段着で過ごしていただきます。
  - ニ) はきもの 下履き、スリッパ(各1足)
- 上記携帯品は、マジックなどで名前をお書きください。
- 火災及び危険防止の為、マッチ、ライター、刃物、針等の持ち込みはできません。外泊からの帰院時に、持ち物を拝見させて頂く場合があります。
- 入院に必要な無いもの、必要以上の現金、貴重品は原則として病室にお持ち込み頂くことができません。また、自己管理できない方のお小遣いは手続きの上、医事課でお預かりします。
- テレビ、携帯電話、ワープロ・パソコン等コンピューター類(周辺機器も含む)、ゲーム機等の持ち込みは ご相談下さい。テレビ、ラジオ、CD プレーヤー等御使用の際はヘッドホン又はイヤホンを御使用ください。

## 日課

午前	6 : 0 0	起床
	7 : 4 5	朝食、服薬
	9 : 0 0	検温
	1 0 : 0 0	病棟活動（レクリエーション、作業療法、入浴）
	1 1 : 4 5 頃	昼食、服薬
午後	1 : 1 5	病棟活動（レクリエーション、作業療法、入浴、買物）
	6 : 0 0	夕食、服薬
	8 : 0 0 頃	就寝時薬を服薬
	9 : 0 0	消灯

- 日中は普段着でお過ごし下さい。
- 食事申込み時間は下記の通りです。変更を希望される際は、ご参考にして下さい。  
朝食 ... 前日 16 : 20 まで  
昼食 ... 当日 9 : 50 まで  
夕食 ... 当日 14 : 20 まで
- 入浴は週に 2~3 回です。その他に B-2・3・4 病棟及び C-3 病棟では、毎日シャワー浴をご利用いただけます。
- 買い物は院内の売店をご利用頂きます。院外の店舗を利用する場合は、外出許可が必要です。
- 理髪は業者が各病棟をまわりますので、ご希望の方はお申し出ください。

## 面会

- 面会時間 平 日 午後 1 時 ~ 午後 4 時  
日曜・祝日 午前 9 時 ~ 1 1 時 午後 1 時 ~ 4 時  
病棟によってはご家族のみ午後 6 時 ~ 8 時まで可能です。  
病状によっては主治医の判断で面会を制限される場合があります。
- 面会は、病棟ナースステーションにお申し出下さい。その日の病状により面会できない場合もあります。
- 面会時、面会者カードに御記入頂き、病棟職員にお渡しください。
- 面会時、危険物の持ち込みは出来ません。尚、危険物の詳細は各病棟のしおりをご覧ください。
- 入院生活で、ご家族との面会は大切ですので できる限りおいでください。

## 外泊

外泊は治療上重要ですので、主治医、看護師から勧める事があります。病状によっては、主治医の判断により許可されないことがあります。希望される時は主治医、受け持ち看護師に申し込んで下さい。

外泊から帰られた時は、ご家族は外泊中のご様子をアンケート用紙に記入していただき、勤務している看護師にお渡し下さい。治療の参考にさせていただきます。

## 手紙・電話

手紙は、原則自由に出したり受け取りして頂けます。

電話は、各病棟に公衆電話が1台ずつあります。また所定の手続きが必要となりますが、携帯電話もご利用いただけます。携帯電話使用に関する詳細は看護師にお尋ね下さい。なお、病状によっては主治医から手紙・電話を制限させて頂くことがあります。

手紙、電話等でご家族が困られる時は患者様とよくお話し合いになってください。

患者様への電話は、病院の代表電話(0562)46-2222にて受け付けます。病棟名を伝え、病棟の看護師が出ましたら用件をお話し下さい。患者様への伝言を承ります。尚、入院患者様と直接通話することは、お断りさせていただいておりますので、ご了承願います。

## お守り頂きたいこと

- ・ 病室、ロッカー、床頭台などはご自分で整理して頂きますようお願いいたします。
- ・ お金の貸借、物品の売買や貸借はなさないで下さい。
- ・ 当院では健康増進法に基づき、全館及び敷地内は全面禁煙となっております。
- ・ 飲酒、賭け事は理由を問わずできません。
- ・ 洗濯は原則として患者様ご自身あるいはご家族で行なってください。ご事情により出来ない場合は、看護師にご相談下さい。
- ・ 入院患者様の自家用車、オートバイ(原付含む)の駐車、駐輪はできません。

入院生活を快適に過ごしていただくためにも、病院の規則と病棟で決められたことは必ずお守りください。また苦情や御意見等がございましたら、病院職員にお話し下さい。

## [提供できるサービス]

### ソーシャルワーカーによる医療福祉相談

病気になったり、入院すると、さまざまなことで不安や心配になります。治療期間が長引くほど、本人ばかりでなくご家族や周囲の方々にも、いろいろな生活上の問題が生じてきます。

安心して療養生活を送っていただくために、ソーシャルワーカー(精神保健福祉士)が個別にご相談をお受けします。希望される方は、医師、看護師にお申し出下さい。

[主なご相談内容]

- ・ 医療費について
- ・ 障害年金について
- ・ 障害者手帳・扶助料について
- ・ 傷病手当金・雇用保険について
- ・ 社会復帰支援施設など働く場について
- ・ その他の福祉制度について
- ・ 退院後の生活で心配や不安に感じていることについて

## 家族会（さつき会）

入院中のご家族を対象にした集いです。同じような不安や悩みを持つご家族が、日頃感じていることや困ったことを語り合い、学び合っていく場です。また、病気や薬のこと、利用のできる制度について学習する場でもあります。年に4回、例会を行っています。お問い合わせは、ソーシャルワーカー室(B館1階)までお願いします。

- ・ 会費は月額 300 円です。
- ・ 退院された方も任意で加入ができます。案内状は、若草色の封筒で差し上げます。

## 部署・スタッフの紹介

### ・ 医 局

当院には精神科、内科の医師(常勤・非常勤)がいます。他に、整形外科、歯科の非常勤医師がいます。入院されますと主治医を決めさせていただきます。主治医は精神科医療チームのリーダーの役割もはたします。病棟には主治医以外に病棟医がいます。治療上必要に応じて、病棟運営を主治医と相談して行ないます。治療の方針や治療効果の判断、外出・外泊、病棟移動等は、医療チームと相談の上、主治医もしくは病棟医が決めさせていただきます。

\* 精神科医療チームは医師の他に

看護師、介護職員、臨床心理士、作業療法士、ソーシャルワーカー(精神保健福祉士)、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士、診療放射線技師、管理栄養士で構成されています。

### ・ 心理療法室

心理療法室には臨床心理士がおり、医療チームの一員として入院治療がうまく進むために心理的な援助を行ないます。具体的には次のようなことを行ないます。

(1) 心理検査

(2) 個人心理療法(カウンセリング)、集団心理療法、家族療法

いずれも、主治医からの依頼により行ないます。個人心理療法などをご希望される場合は主治医にご相談下さい

### ・ 看護部

病棟では看護師・介護職員が2交代で24時間の看護体制をとっており次のような役割をもっております。

(1) 患者様が安心して入院生活を送れるような生活環境作りと生活指導。

(2) 他の治療スタッフとの連絡・調整

(3) 患者様の看護計画の立案と実施

(4) 身体上の看護ケア

入院すると、数日以内に看護ケアを担当する“受け持ち看護師”を紹介させていただきます。入院中、目標や為すべきことを決める際に、要望をお聞きし、共に考えます。受け持ち看護制であっても、他の看護師と接することが制限されている訳ではありません。看護師は患者様の精神状態はもちろん、身体状態について常に見守り援助する責任をもっています。精神的あるいは身体的配慮が必要と判断した場合、看護師は環境を変えたり、主治医、病棟医に報告しミーティングで検討します。



## ・医療福祉相談室（ソーシャルワーカー室）

医療福祉相談室はB館の1階にあります。患者様及びそのご家族を対象とし、社会復帰・社会参加・各種サービス活動を提供することを主な業務としており、ソーシャルワーカー（精神保健福祉士）が、経済的な不安や仕事上の不安などさまざまな不安の相談を承っています。患者様やご家族の不安を少しでも取り除くことができるよう各種社会福祉・保障制度・社会資源の利用案内を通して、安心した生活が送れるよう相談、援助させていただきます。

また、退院後の生活の場の確保や、就職の不安の解消、退院後の生活のしづらさへの相談、援助を行なっています。

## ・作業療法センター

作業療法センターでは、作業療法士（OT=occupational therapist）<sup>オキュペーショナルセラピスト</sup>による手芸、絵画等の創作活動や、スポーツ、レクリエーション、料理など、生活全般にわたるいろいろな活動を用いて治療（=作業療法）を行なっております。

活動には、個人的に課題に取り組む活動、少人数での活動、大人数での自由参加の活動等があります。その中で、心の問題を考えたり、気持ちを表現したり、自分自身の能力を再発見し、自信をつけていただくことが出来ます。集団の中ではメンバーの一員として所属感、信頼感をもてるようになり、ひとつとまぐコミュニケーションが取れるようになって頂ければと思います。クラブ活動やレクリエーションでは趣味や楽しみを見つけて頂くよう、援助させていただきます。

さまざまな活動を体験し、振り返り、考えることで社会に適應できるよう援助させていただきます。

## ・薬 局

薬局には薬剤師が勤務しております。

入院患者様の多くが、病気を治療する時に薬の服用が必要です。薬を服用するには正しい知識と薬に対する信頼がなければ、飲み忘れなどが起き適切な薬物療法となりません。そこで薬剤師が患者様のもとへ伺い、薬の作用、飲み方などの説明や薬に関するさまざまな質問にわかりやすくお答えして、患者様に正しく、そして安心して薬物療法を受けていただけるように努めております。

## ・リハビリテーションセンター

リハビリテーションセンターでは理学療法士（P T=physical therapist）<sup>フィジカルセラピスト</sup>と言語聴覚士（S T=speech therapist）<sup>スピーチセラピスト</sup>による理学療法と言語聴覚療法を行なっております。

全面の窓と木質フロアーによる開放感ある環境でP T、S T、助手から構成されるスタッフにて患者様の機能回復の手助けとなるよう務めています。また、訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションを通して、在宅への応援も積極的に行なっています。

## ・放射線室

放射線室では、診療放射線技師による胸部X線単純撮影を中心に、C Tはじめ各種の画像診断装置を広く用い、又、デジタルにより多種多様な画像情報を提供させて頂いております。

## ・臨床検査室・生理検査室

臨床検査室・生理検査室では、臨床検査技師による血液検査、尿検査、脳波検査、心電図検査、健診業務を行なっております。臨床診断に必要な検査情報を、迅速かつ正確に提供しています。

## ・栄養課

栄養課では、管理栄養士を中心に、より家庭に近い感覚で食事をしていただき患者様に満足していただけるよう日々努力しております。一部の病棟では患者様の食事嗜好を考慮に取り入れ、選択メニューを用意しております。詳細は看護師にお尋ね下さい。

また、生活習慣病予防対策として、外来、病棟、在宅患者様を対象に栄養食事指導をさせて頂いております。

～ 入院される皆様へ ～

入院生活を送られる中で、病院や職員について様々な事を感じられると思います。ご要望やご意見はもちろんのこと、苦情やご不満な点を職員にお話し下さい。ナースステーションや受け持ち看護師だけでなく、受付窓口や医療福祉相談窓口、またはお近くの病院職員にお話し頂いても構いません。

また、病院内以外にも公的機関に窓口があります。いくつかの窓口を以下に紹介しますので、ご参考にして下さい。

**愛知県精神保健福祉センター**

TEL 0 5 2 - 9 6 2 - 5 3 7 6

**人権擁護委員会**

TEL 0 5 2 - 9 5 2 - 8 1 1 1

**愛知県知多保健所**

TEL 0 5 6 2 - 3 2 - 6 2 1 1

見本 1 任意入院 - (患者様お渡し用)

様式 1

入院に際してのお知らせ

様

平成 年 月 日

- 1 あなたの入院は、あなたの同意に基づく、精神保健福祉法第 22 条の 3 の規定による任意入院です。
- 2 あなたの入院中、手紙やはがきなどの発信や受信は制限されません。ただし、封筒に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員の立ち会いのもとで、あなたに開封してもらい、その異物は病院にあずかることがあります。
- 3 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護義務者の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 4 あなたの入院中、あなたの処遇は、原則として開放的な環境での処遇（夜間を除いて病院の出入りが自由に可能な処遇）となります。しかし、治療上必要な場合には、あなたの開放処遇を制限することがあります。
- 5 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
- 6 あなたの入院は、任意入院でありますので、あなたの退院の申し出により、退院できます。ただし、精神保健指定医があなたを診察し、必要があると認めたときには、入院を継続していただくことがあります。その際には、入院継続の措置をとることについて、あなたに説明いたします。
- 7 もしもあなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出て下さい。  
それでもなお、あなたの入院の処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護義務者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせ下さい。

愛知県精神保健福祉センター  
(愛知県精神医療審査会事務局)  
連絡先 TEL 052-962-5376

- 8 病院の治療方針に従って療養に専念して下さい。

病 院 名 共和病院  
管理者氏名 院長 安藤 勝久

主治医氏名 印

見本 2 任意入院 - (病院提出用)

様式 2

任意入院同意書

共和病院 院長 安藤 勝久 様

平成 年 月 日

入院者本人 氏 名 印  
生年月日  
住 所

私は、「入院に際してのお知らせ」(入院時告知事項)を了承のうえ、精神保健福祉法第 22 条の 4 第 1 項の規定により、貴院に入院することに同意いたします。

見本 3 任意入院 - (患者様お渡し用)

任意入院の方が退院を希望された際、精神科指定医がまだ入院治療が必要であると判断した場合、患者様にお渡しする書類です。

様式 3

入院継続に際してのお知らせ

様

平成 年 月 日

- 1 あなたから退院の申し出がりましたが、精神保健指定医の診察の結果、入院を継続する必要があると認めますので (午前・午後 時)、精神保健福祉法第 22 条の 4 第 4 項の規定により、お知らせします。
- 2 あなたの入院中、手紙やはがきなどの発信や受信は制限されません。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員の立ち会いのもとで、あなたに開封してもらい、その異物は病院にあずかることがあります。
- 3 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護義務者の依頼によりあなたの代理人となるようとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 4 あなたの入院中、治療上必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
- 5 もしもあなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出て下さい。

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得の行かない場合には、あなた又は保護義務者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせください。

愛知県精神保健福祉センター  
(愛知県精神医療審査会事務局)  
連絡先 TEL 052 - 962 - 5376

- 6 病院の治療方針に従って療養に専念してください。

病 院 名 共和病院  
管理者氏名 院長 安藤 勝久

指定医氏名 印

主治医氏名 印

見本 4 医療保護入院 - (患者様お渡し用)

様式 4

入院に際してのお知らせ

様

平成 年 月 日

- 1 あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院が必要であると認められ、昭和 年 月 日、入院されました。
- 2 あなたの入院は、精神保健福祉法第 33 条【 第 1 項 第 2 項】の規定による医療保護入院です。
- 3 あなたの入院中、手紙やはがきなどの発信や受信は制限されません。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員の立ち会いのもとで、あなたに開封してもらい、その異物は病院にあずかることがあります。
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護義務者の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの症状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 あなたの入院中、治療上必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
- 6 もしもあなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出て下さい。

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護義務者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせください。

愛知県精神保健福祉センター  
(愛知県精神医療審査会事務局)  
連絡先 TEL 0 5 2 - 9 6 2 - 5 3 7 6

- 7 病院の治療方針に従って療養に専念して下さい。

病 院 名 共和病院  
管理者氏名 院長 安藤 勝久

指定医氏名 印

主治医氏名 印

見本 5 措置入院 - (患者様お渡し用)

様式 5

措置入院決定のお知らせ

様

平成 年 月 日  
県知事

- 1 あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院措置が必要であると認めたので通知します。
- 2 あなたの入院は【 精神保健福祉法第 29 条の規定による措置入院 精神保健福祉法第 29 条の 2 の規定による緊急措置入院】です。
- 3 あなたの入院中、手紙やはがきなどの発信や受診は制限されません。ただし封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員の立ち会いのもとで、あなたに開封してもらい、その異物は病院が扱うことがあります。
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護義務者の依頼によりあなたの代理人となるうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それ以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 あなたは、治療上の必要性から、行動制限を受けることがあります。
- 6 もしもあなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出てください。

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護義務者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせ下さい。

愛知県精神保健福祉センター  
(愛知県精神医療審査会事務局)  
連絡先 TEL 0 5 2 - 9 6 2 - 5 3 7 6

- 7 病院の治療方針に従って療養に専念してください



## 個人情報保護に関する当院の基本方針

当院は、ご利用になる方々の人格とプライバシーを尊重し、下記の基本方針に基づき個人情報を適切に取り扱います。

1. 当院は、個人情報保護法に関する法律その他の規範を遵守します。
2. 当院は、医療の提供や医療機関の管理運営に必要な範囲において個人情報を収集し、別に示した利用目的の範囲で情報を利用します。
3. 当院は、個人情報を適切に取り扱うために、個人情報の管理責任者を置き、個人情報保護のために院内すべての従事者を対象に教育・啓発活動を行います。
4. 当院は、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えい防止のための安全対策・安全管理に努めます。
5. 当院は、外部委託業務に関しても個人情報が適切に取り扱われるように、当該委託業者との間で委託契約を交わします。
6. 当院は、個人情報の第三者への譲渡・提供を本人の同意なく行うことは原則として致しません。ただし、法令により定められた報告・届出については除きます。
7. 当院では、本人の申し出により情報の開示、訂正、利用停止、削除等を行います。なお、法令等の定めによりご希望に添えない場合もあります。個人情報についてのお問い合わせ、訂正、苦情、相談は下記までお願いいたします。

2005年4月1日

特定医療法人共和会 共和病院

# 個人情報保護に関する規則

## 1. 個人情報にかかわる安全管理措置

院長を個人情報保護管理者とし、個人情報保護の推進を図るため情報管理委員会に個人情報保護分科会を設ける。

全ての従業者に対し、個人情報保護を遵守する旨の通達をする。

個人情報の適切な取り扱いのために従業員の教育・研修を行い、個人情報保護の意識の徹底を図る。

委託事業者等との間で、個人情報の安全管理措置について契約を交わし、定期的な確認を行なう。

個人データの盗難・紛失等を防止するため、機器や装置の固定などの予防対策、情報システムにおけるアクセス管理など技術的措置、保存データが消失、漏洩しないように適切な保存と廃棄・消去を行なう。

個人情報の盗難、紛失、あるいは消去、漏洩等の問題が発生した場合は、個人情報保護分科会に事実を迅速に報告し対応を図るとともに、二次被害の防止に努める。

## 2. 第三者提供の取り扱い

個人情報の第三者への提供・開示は本人の同意がない場合、原則として行なわない。ただし、法令で定められた報告・届出等について必要な場合を除く。

## 3. 個人情報開示等の手続き

個人情報について、本人から当院「個人情報保護相談窓口」に文書または口頭で開示、訂正、利用停止の申し出が行われた場合には、個人情報保護分科会に報告し、個人情報保護法及び当院開示規定等の定めに従い速やかに対応する。

## 4. 苦情への対応・体制

個人情報にかかわる相談、苦情等については「個人情報保護相談窓口」で対応する。苦情等の内容を個人情報保護分科会に報告し、適切な対応をとる。

2010年7月1日

# 当院における個人情報の利用目的

当院では、以下の目的による個人情報の利用・提供を行なっています。

## 院内における利用

医療・介護サ - ビスの提供  
医療費・介護給付費の請求事務  
管理運営業務のうち、入院・退院等の病棟管理、会計・経理、医療事故等の報告、医療・介護サ - ビスの向上にかかわる業務、業務改善・サ - ビス維持のための基礎資料  
院内で行う症例検討等  
診療案内等の送付

## 当院が所属する医療法人 共和会内部での情報共有

共和会関連施設との連携  
医療法人 共和会の施設案内等の送付

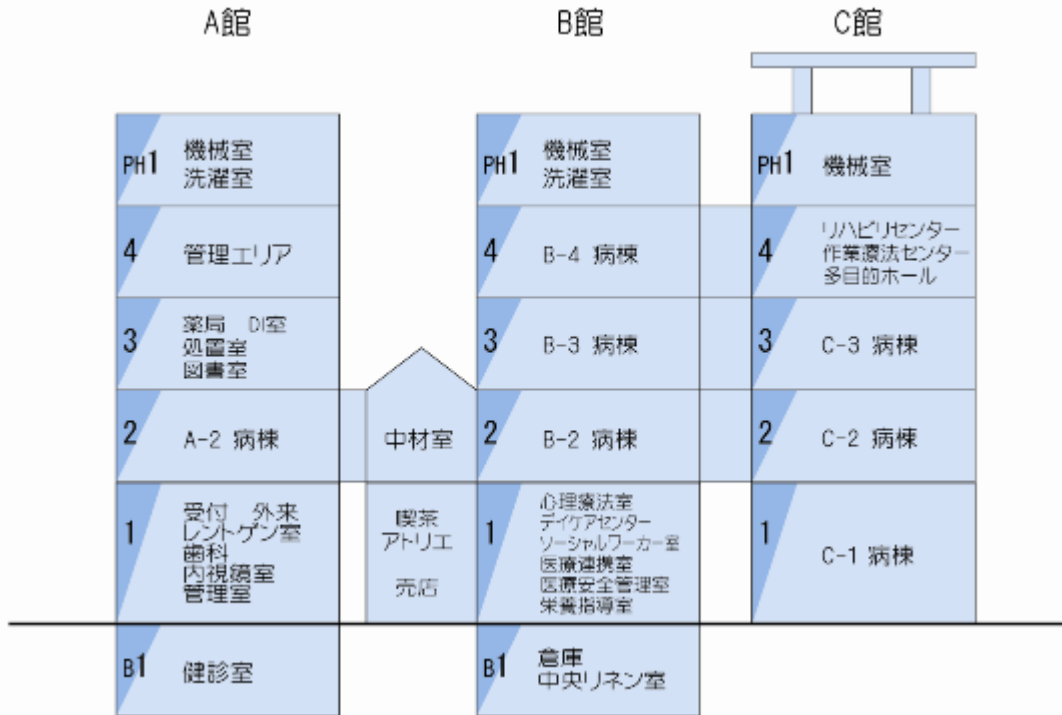
## 他の事業者等への情報提供等

業務委託  
検体検査業務の委託（半田市医師会健康管理センタ - 等）  
給食業務の委託（丸玉フーズ（株）等）  
歯科技工業務の委託（（株）浅井歯科技研 等）  
清掃業務の委託（タイガ - 総業（株）等）  
クリ - ニング業務の委託（社会福祉法人 憩の郷 等）  
一般事務の派遣業務（アデコ（株）等）  
在宅医療に関わる業務の委託（アルフレッサ（株）等）  
審査支払機関への診療報酬明細書等の提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答  
他の保健医療関連業種との連携  
当院以外の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステ - ション、介護サ - ビス事業者、居宅介護支援事業所等（サ - ビス担当者会議等）への紹介。  
（紹介先医療機関、サ - ビス事業者等からの照会への回答を含む。）  
診療にあたって外部の医師等の意見・助言を求める場合  
当院が発行した処方箋に関する調剤薬局からの照会への回答  
家族等への病状（心身の状況）説明  
事業所等からの委託による健康診断を行った場合の、事業者等への検診結果の通知  
医師賠償責任保険などに係る医療専門団体、保険会社等への相談・届出  
医師臨床研修制度に基づく研修医による報告書の作成  
緊急事態において行政、警察、救急隊等との連携

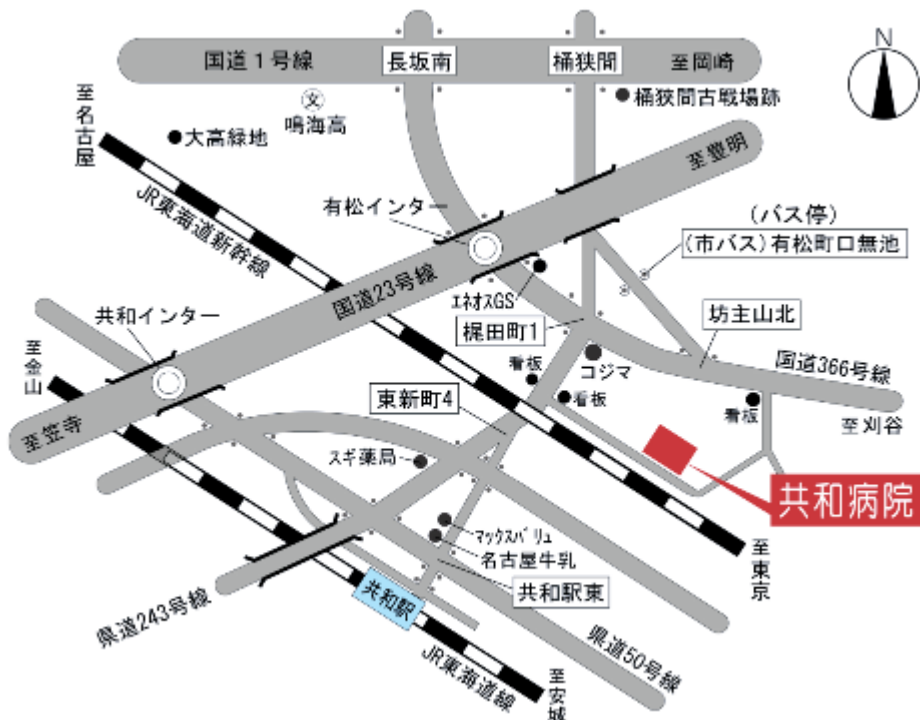
上記の利用目的については、特段のお申し出や意思表示が無い場合は利用者の方の同意を得たものとして取り扱います。同意しがたいものがある場合には、事前に個人情報保護相談窓口（受付）までお申し出下さい。尚、ご本人のお申し出により同意及び留保は変更できます。

2011年4月1日

## 館内のご案内



## 交通のご案内



特定医療法人 共和会  
**共和病院**

愛知県大府市梶田町二丁目 1 番地 TEL: 0 52 - 46 - 2222(代)